

第2章 人権文化を共に創るために

1 基本理念

人権を大切にし、「人権文化」をはぐくむまちづくり

「人権文化」とは、一人ひとりが自由・平等であり、差別や人権侵害があってはならないという人権を尊重する精神が、すべての人や社会の中に定着し、自然にわたしたちの普段の態度や行動に現れていることです。

わたしたちは、自分だけでなく、他人の人権も尊重しながら、自分の権利を行使する意識を持つことが重要です。

お互いの人権を尊重し、さまざまな生き方や考え方を認め、支えあいながら人権文化をはぐくむ、ともに生きるまち「インクルーシブ藤沢」の実現をめざします。

2 基本目標

目標1 個人が尊重され、自分らしい生き方ができる社会の構築

誰もが差別や人権侵害を受けることなく、一人ひとりが個人として尊重され、自分らしい生き方ができる社会の実現をめざします。

目標2 とともに支えあい、ともに生きる社会の構築

お互いの人権を尊重し、多様性を認めあう、さまざまな人々がともに支えあい、ともに生きるまち「インクルーシブ藤沢」の実現をめざします。

目標3 パートナーシップによる施策の推進

行政だけでなく、市民・企業・教育機関等・市民活動団体など多様な主体と力を合わせ、パートナーシップにより人権課題の解決に向けた施策を推進します。

基本理念に基づき3つの基本目標を設け、これらの実現をめざして、さまざまな人権施策を推進します。

なお、基本目標の達成にあたっては、2030年（令和12年）までに持続可能でよりよい世界をめざす国際基準として設定されたSDGs（持続可能な開発目標）の視点を取り入れます。17の目標（ゴール）と169のターゲットは相互に関連しており、前文では、すべての人々の人権の実現の達成が持続可能な開発目標の1つであることを宣言していることから、あらゆる人権施策はSDGsの17の目標を意識して推進します。

～ SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標 ～



～ ふじさわSDGsロゴマーク ～

「ふじさわSDGsロゴマーク」は、藤沢市のSDGs推進のシンボルマークです。市内に在住・在勤・在学の方を対象に公募した結果、167件の応募作品の中から、市内在住・佐藤隆広さんの作品が採用されました。

シーキャンドルから出る17色の光はSDGsの17のゴールを表現するとともに、そこにはさまざまな人たちが“みんなで光る”未来になってほしい、という想いが込められています。



3 共通施策

(1) 課題やニーズの把握

社会にはさまざまな人権問題が存在しています。人権問題で苦しんでいる人は、社会の中で弱い立場にあることが多く、自分から声を上げにくいことから、苦しんでいる事実が周囲が気づきにくい傾向にあります。

本市では、このような「声なき声」を拾い上げるとともに、人権課題に直面している当事者の訴えを受け止め、解決につなげていくため、定期的な市民意識調査の実施や支援団体等での相談事例等を通じて、的確な実態把握に努めます。

(2) 人権教育・人権啓発の推進

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、国民の人権尊重の精神を養い育てることを目的とした人権教育活動と、人権尊重の理念を普及させ理解を深めることを目的とした人権啓発活動に関する施策を策定・実施することを、国や地方公共団体の責務として定めています。

人権文化をはぐくむには、人権の視点を持ち、日常生活の中で起こる出来事を自分事として具体性を持って捉えることが大切です。その意識が日常の行動に結びつくよう、教育や啓発が日常生活や社会活動を通じて具体的に行われ、生涯を通じて実施される必要があります。

本市では、人権尊重の精神が社会や生活の中に定着するよう、人権教育・人権啓発に取り組んできましたが、引き続き、次の視点に基づき多様な主体と連携・協力しながら推進していきます。

■人権教育

人権教育について、生活の基盤である家庭や地域の人権意識を向上させるため、人権課題に応じた講演会の実施など、学習機会の提供に努めます。

教育機関では、発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、人権尊重の理念である「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚が身につけられるよう、あらゆる教育活動の機会を通じて人権教育を推進します。

また、本市職員や教職員が多様化・複雑化するさまざまな人権課題について、正しい理解と認識を深められるよう研修の充実を図ります。

■人権啓発

人権啓発について、すべての人が人権に関する知識を深めるとともに、人権課題を自分のこととして受け止め、考える力を養います。

また、問題解決に向けて主体的に取り組む態度や言動が、日常生活において自然に自らの態度や行動に現れるよう、あらゆる機会を通じて幅広く人権啓発を進めます。

あわせて、新たな人権課題を迅速に把握し、正確な情報を適切にわかりやすく伝えていきます。

(3) 相談支援の充実

国・県・市町村や民間団体等では、それぞれ差別や人権侵害に苦しんでいる人の相談を受け止め、解決につなげるための支援に取り組んでいますが、複数の要因が絡みあう複合的な人権問題も多いため分野ごとの相談窓口では対応しきれない場合があります。多様化する人権問題に迅速かつ適切に対応するため、本市では行政と関係機関や民間団体等とが連携・協力しながら相談支援に取り組んでいきます。また、深刻な人権問題を未然に防ぐために、気軽に相談できる窓口や相談体制を整備し周知に努めます。

(4) パートナーシップによる取組

本市のあらゆる施策や事業は、この指針の理念に基づいて実施します。

すべての人がお互いの人権を尊重し、ともに支えあい、ともに生きる社会を実現するためには、行政だけでなく、市民や企業などさまざまな主体が各々の役割を自覚し、社会全体で協力して、多様化・複雑化する人権課題に取り組んでいく必要があります。

■市の役割と取組

市は、人権指針の理念を市民・企業・教育機関等・市民活動団体等さまざまな主体と共有するための施策を推進します。

【具体的な取組】

- ・人権に関する市のトップメッセージを発信し、あらゆる事業を、人権尊重の考えの下に実施します。
- ・市は、人権指針の理念を共有するため、さまざまな主体との協力・連携（パートナーシップ）による人権施策の推進を図ります。
- ・職員の人権感覚を高めるため、研修を継続的に実施するほか、多様化・複雑化する人権課題に対し組織横断的に政策立案ができるよう、その仕組みを構築します。

■市民の役割と取組

市民は、人権指針の理念を共有し、差別をしない・させない、偏見をもたない・もたせない、という人権感覚を身につけ、行動します。

【具体的な取組】

- ・自分も他人も「かけがえのない存在」として大切にします。また、見守り支えあう「人と地域のつながり」を大切にします。

■企業の役割と取組

人権尊重の責任を果たし、あらゆるステークホルダー^{※1}に対し、人権への負の影響を予防・軽減します。

【具体的な取組】

- ・人権の尊重が事業の基盤にあることを認識し、人権に配慮した人事管理や環境整備を推進します。
- ・サプライヤー^{※2}をはじめとしたさまざまなステークホルダーへ自社の人権に対する方針を示し、共有します。

■教育機関等の役割と取組

地域、行政等と協働し、学生をはじめ、市民に対する人権啓発活動に取り組みます。

【具体的な取組】

- ・ハラスメントをはじめ、人権侵害と差別のない良好な環境の中で学生生活を過ごせるよう相談体制を充実させます。また、学生にハラスメントについて考える手がかりとなる情報を発信します。
- ・人権を尊重した社会づくりに向け、地域、行政等と連携した取組を推進します。

■市民活動団体の役割と取組

NPOやボランティア団体、当事者団体等、さまざまな地域活動の組織運営を通じて、人権を尊重した社会づくりに努めます。

【具体的な取組】

- ・多様な主体との連携に基づく地域活動を通して、人権に関する意識啓発や被害者のケアなどの取組を推進します。
- ・当事者を講師とした人権教育、人権啓発を実施するなど、当事者団体等との交流を行います。

※1 ステークホルダー：企業・行政・NPOなど、利害と行動に直接的・間接的な利害関係を有する者のこと。利害関係者。具体的には、企業、市民、地域社会、活動団体など。

※2 サプライヤー：物品の供給者。商品を供給する企業や人。

基本理念

人権を大切にし、「人権文化」をはぐくむまちづくり

基本目標

■目標1

個人が尊重され、自分らしい生き方ができる社会の構築

■目標2

ともに支えあい、ともに生きる社会の構築

■目標3

パートナーシップによる施策の推進

共通施策

課題やニーズの把握

人権教育・人権啓発の推進

相談支援の充実

パートナーシップによる取組

さまざまな人権課題

ジェンダー平等社会を実現するために

子どもの人権を尊重するために

高齢者の人権を尊重するために

障がいのある人の人権を尊重するために

部落差別（同和問題）を解決するために

外国につながる人の人権を尊重するために

患者等の人権を尊重するために

ビジネスにおける人権を尊重するために

犯罪被害者等の人権を尊重するために

生活困窮者の人権を尊重するために

インターネット上における人権を尊重するために

さまざまな人権を尊重するために